

○ 農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第二条第二項第一号トの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>2 法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が信託業務を営む銀行の銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項各号に掲げる場合を除く。）とする。</p>	<p>（法第二条第二項第一号チの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>2 法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が信託業務を営む銀行の主要株主基準値（銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。）以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項各号に掲げる場合を除く。）とする。</p>

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所

名 称

代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、
下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

[1. ～7. 略]

第 号

年 月 日

認 定 書

(住 所)

(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

(備考)

[1.・2. 略]

(記載要領)

[1.・2. 略]

3. 組織再編成の内容及びその実施時期

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所

名 称

代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、
下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

[1. ～7. 同左]

第 号

年 月 日

認 定 書

(住 所)

(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号(優先株式等の引受け等を求める場合にあっては同法第6条第4項)に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

(備考)

[1.・2. 同左]

(記載要領)

[1.・2. 同左]

3. 組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第2条第2項第1号ハ、ヘ又はトの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

[4. ～ 7. 略]

[(別表一の一(1))・(別表一の一(2)) 略]

(別表二)

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
[略]		
法第2条第2項第1号ト		
[略]		

(注) [1. ～ 3. 略]

(別表三) [略]

別表二により、法第2条第2項第1号ハ、ヘ、チの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

[4. ～ 7. 同左]

[(別表一の一(1))・(別表一の一(2)) 同左]

(別表二)

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
[同左]		
法第2条第2項第1号チ		
[同左]		

(注) [1. ～ 3. 同左]

(別表三) [同左]

備考 表中の [] の記載は任意である。